

臨床研修修了医師（個人）・歯科医師（個人）が自ら診療所又は歯科診療所を開設したときは、開設後10日以内に保健所長宛に届出書を2部提出してください。

そのうち1部を控えとして申請者に交付しますので、大切に保管してください。

## 【記入上の注意事項】

### ◇ 開設者住所、開設者氏名

開設者の住所・氏名を、正確に記入してください。

#### 1 診療所の名称

診療所として容易に認識できる、医療広告ガイドラインを遵守した名称としてください。また、「地名」＋「診療所」の名称は、地域を代表すると認識されるおそれがあるため避けてください。

#### 5 管理者

免許証により、医・歯医籍の登録番号及び登録年月日等を正確に記入してください。

#### 6 開設の目的及び維持の方法

開設の目的を記入してください。例) 地域医療に貢献するため  
維持の方法を記入してください。例) 保険（自由）診療による

#### 7・8 開設者に関すること

該当する場合のみ記入してください。

※ 既に他の医療機関の開設者・管理者である場合は、原則認められません。また、他の医療機関での勤務の場合は、診療時間の重複がないかの確認が必要となります。

#### 9 従事医師（歯科医師）及び薬剤師

診療に従事する医師（歯科医師）、及び薬剤師の氏名等を記入してください。

#### 1 1・1 2 敷地の概要

別紙「敷地の概要」を記入してください。（別途図面の添付でも可）

#### 1 3 建物の構造概要及び平面図

- ・別紙「1 3 - 1 建物の構造概要」を記入してください。
- ・別紙「1 3 - 2 建物の平面図」を記入してください。（別途図面の添付も可）

#### 1 4 診療用エックス線装置に関すること

エックス線装置を設置する場合は、用途等を記載してください。また、設置後10日以内に「診療用エックス線装置備付届」を提出してください。

#### 1 5 病床に係る構造設備の概要

病床を設置する場合は「有」を○で囲み、別紙「病床に係る構造設備の概要」を記入してください。

※病床を設置する場合は、県との事前協議を経たのち、「診療所病床設置許可申

請（様式13）」を提出してください。

## 16 療養病床を有する医療機関に必要な構造設備

療養病床を有する場合、記入してください。

### 【添付書類】

1 管理者の免許証の写し、臨床研修修了登録証の写し、履歴書。

※免許証の写し、臨床研修修了登録証については、原本照合を行うため、原本もあわせて持参してください。また写しはA4サイズをお願いします。

※管理者の履歴書については、職歴欄の最後を、「〇年〇月〇日、〇〇診療所を開設、現在に至る」としてください。

2 管理者以外の従事医師（歯科医師）及び薬剤師の免許証の写し（A4サイズ）

3 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写し

※原本照合を行うため、原本をあわせて持参してください。

4 敷地周囲の見取図

5 敷地平面図

6 建物平面図

(1) エックス線装置を設置する場合

エックス線室の詳細図・管理区域（上下階）を示す図面・遮蔽計算書・遮蔽計図

(2) 手術室を設置する場合

手術室の詳細図（清潔区域・準不潔区域・不潔区域の明示・患者及びスタッフ、機材の動線を記載）

(3) 厨房を設置する場合

厨房の詳細図（清潔区域・不潔区域等の明示、スタッフ及び食材、配膳、下膳等の動線を記載）

(4) MRIを設置する場合

MRI室の詳細図（5 Gaussラインの明示）

7 その他

(1) 不動産登記事項証明書（土地及び建物）

※診療所の土地・建物を賃貸借している場合は、賃貸借契約の写しも。

(2) 市街化調整区域に開設の場合、姫路市まちづくり指導課の許可を確認できるもの

診 療 所 開 設 届

令和 2年 4月 1日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所 姫路市坂田町3番地

記入例

ひめじ かんべえ  
ふりがな  
開設者氏名 姫路 官兵衛

電話 **079 - 222 - 1234** (担当 : **姫子** )

次のとおり開設したので、医療法第8条に基づき届け出ます。

1	診療所の名称	ひめこくりにつく <b>姫子クリニック</b>
2	診療所の所在地	〒670-0931 <b>姫路市坂田町3番地</b>  TEL 079 - 222- 1234      FAX 079 - 222- 1234
3	診療時間	日 月 火 水 木 金 土 <b>9時30分～12時30分</b> 時 分～ 時 分 日 月 火 水 木 金 土 <b>15時30分～ 18時30分</b> 時 分～ 時 分 祝日 ※休診日:日曜日、祝日、12月28日～1月3日
4	診療科目	<b>内科、呼吸器内科</b>
5	管理者	<b>住 所 姫路市坂田町3番地</b> <b>氏 名 姫路 官兵衛</b> <b>医・歯医籍 第 12345 号・平成18年 5月 15日登録</b>
	該当する□ に「✓」を 記入するこ と	<input checked="" type="checkbox"/> 臨床研修修了登録証 ※平成20年4月 3日取得 <input type="checkbox"/> 経過措置該当 同時に2以上の診療所又は病院を管理する <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり
6	開設の目的 維持の方法	・ <b>地域医療に貢献するため</b> ・ <b>保険診療による</b>
7	開設者が、現に（ <b>開設</b> ・管理・勤務）している病院若しくは診療所の名称等	
	(1) 名 称	<b>姫子ファミリークリニック</b>
	所在地	<b>姫路市安田4丁目1番地</b>
	(2) 名 称	
	所在地	
8	同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨	
	名 称	
	所在地	

※管理者の臨床研修修了登録について、医師では平成16年3月31日以前に免許を取得している場合、歯科医師では平成18年3月31日以前に免許を取得している場合は、経過措置に該当。

9 従事医師（歯科医師）及び薬剤師			
	氏 名	担当診療科目	診 療 日 時
診療に従事する 医師（歯科医師） ※管理者を含む	姫路 官兵衛	内科、呼吸器内科	月～金 9時30分～12時30分、 月・火・水・金 15時30分～18時30分
薬 剤 師			
10 従事者の定員			
医師	<b>1</b> 人	看護師	<b>3</b> 人
歯科医師	人	准看護師	人
薬剤師	人	看護補助者	人
1 1	敷地面積及び平面図		別紙のとおり
1 2	敷地周囲の見取図		別紙のとおり
1 3	建物の構造概要及び平面図		別紙のとおり
1 4	診療用エックス線装置に関すること 用途 製作者名 型式（定格出力）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸部検査</li> <li>・〇〇メディカル</li> <li>・ABC123 15V</li> </ul>
1 5	病床に係る構造設備の概要		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 「有」の場合 別紙のとおり
1 6	療養病床を有する医療機関に必要な構造 設備		別紙のとおり
1 7	開設年月日		<b>令和2年 4月 1日</b>

※ 放射線機器を設置する場合のみ記載すること。また、エックス線装置診察室の詳細図、遮蔽計算書等エックス線装置に係る概要を添付すること。なお、設置後10日以内に別に定める診療用エックス線装置備付届を提出すること。

## 敷地の概要

1 1 敷地面積及び平面図

m<sup>2</sup> ( 坪)

### 別紙のとおり

1 2 敷地周囲の見取図

### 別紙のとおり

注) 1 敷地面積及び平面図

診療所の属する敷地の平面図を記入し、その中に診療所の建物の位置を記入してください。  
テナントビルの場合、診療所の投影面積を記入すること。別途図面を添付でも可。

2 見取図は、駅や停留所、大きな建物等を必ず入れてください。別途図面を添付でも可。

鉄筋コンクリート造 (ア)		コンクリート・ブロック 又は煉瓦造		モルタル張 木造		普通 木造		2階建	
1階		110㎡		2階		㎡		計 110㎡	
階数・用途・ 室名・番号等	面積	主な設備・器具		構造概要 (壁・床・天井材等)					
(1)階 診察室	30.0㎡	診療台等		床…フローリング 壁…ベニヤ板張りプラスター 天井…タイカボード張り 採光換気…4.2㎡の窓と 100wの蛍光灯 水道…別窓洗浄設備					
(1)階 エックス線診療室	20.0㎡	エックス線装置		床…Pタイル張り 壁…ビニルクロス張り 天井…化粧PB張り					
(1)階 待合室	50.0㎡	長椅子10脚		床・壁・天井…診察室と同じ 採光換気…4.2㎡の窓と 100wの蛍光灯					
(1)階 便所	10.0㎡			床・壁・天井…診察室と同じ 採光換気…4.2㎡の窓と 100wの蛍光灯					
( )階									
( )階									
( )階									
( )階									
計	110.0								
構造設備上の参考事項									
2階は住居のため、診療所に含まない。									

## 別紙のとおり

- 注) 1 診療所平面図は、別途図面を添付してもよい。
- 2 図面上に各室の用途等を記載すること。
- 3 建物の一部を、診療所の用に供していない場合はその旨分かるように記載すること。

